

一、労働組合の組織と活動  
 二、労働争議の解決  
 三、労働者の権利と義務  
 四、労働法の制定と実施  
 五、労働組合の発展と将来

労働組合の組織と活動  
 労働争議の解決  
 労働者の権利と義務  
 労働法の制定と実施  
 労働組合の発展と将来

労働組合の組織と活動  
 労働争議の解決  
 労働者の権利と義務  
 労働法の制定と実施  
 労働組合の発展と将来

二四 労働組合法即時制定要求ノ件（可決）

説明 本部 渡邊 年之助

政府ハ次ノ議會ニ労働争議調停法ノ改正案ヲ提出セントシテ  
 キル労働争議調停法ハ労働組合法ガアツテ始メテ十分ニ機能  
 フ發揮シ得ルモノデアル 然ルニ政府ハ本末ヲ顛倒シテ居ル  
 我々ハ労働立法ノ始メハ労働組合法ノ要求デナケレバナラヌ  
 即チ法律ハ我々ノ團結權ヲ認メネバナラヌ、次ニ我々ノ罷業  
 權ヲ認メナケレバナラヌ、之ナクシテハ團結ノ意義ハナイ、  
 次ニ団体協約權ノ確認デアル、又労働組合ハ國家ノ重要ナル  
 機關デアル此四ツガ労働組合法ノ要點デアル（詳細事項別冊  
 議案書参照）  
 實行方法

中央委員ニ一任スルト共ニ日本労働組合會議或ハ社大黨ヲ  
 通ジテ之ガ實現ニ邁進スルコト